

以下の文章は、永石尚也「SNS と分断——不完全な公共圏における誤りとでたらめ (bullshit) の位置づけ」法学教室 534 号 (2025 年) に、出題用の編集を加えたものである。この文章を読んで、後の問いに答えなさい。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

※江口聡「ミル『自由論』の言論の自由擁護論の二つの解釈とキャンセルカルチャー」東京法哲学研究会報告資料（2024年）

問1 下線部①「SNS上でなされる発話は、情報発信主体の匿名性や同一性確認の困難さによって真偽が不確かになり」とある。このような状況から生じる問題点を、本文の議論に即して具体的に説明しなさい。（200字以内）

問2 下線部②「『フェイク情報だ!』というでたらめな発話は、真理にスポットを当てた議論を駆動させない」とある。筆者はなぜそのように述べているのか。本文の内容を踏まえて説明しなさい。（250字以内）

問3 下線部③「法的介入の第一義的なターゲットは個々人の一階の判断の誤りを糺したり、あるいは判断の脆さや危害への脆弱性を論うことよりも、判断についての二階の判断を構成している環境変動をよりよく記述し、『我々』が受容しうる仕組みを整えることにある。」を踏まえ、この考え方の意義と限界について、具体例を挙げながら論じ、あなたの考えを述べなさい。（500字以上 600字以内）